

議案第40号

鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
略			略		
6 既存の建築物等を増築し、又は改築する目的	既存の建築物等の敷地又はその隣接地の区域	略	6 既存の建築物等を増築し、又は改築する目的	既存の建築物等の敷地又はその隣接地（ <u>公共の用に供される道路その他の施設によって当該敷地と隔てられている土地であって、当該施設の敷地が存在しないものとした場合には当該既存の建築物等の敷地に隣接することとなるものを含む。</u> ）の区域	略
略			略		

12 次のいずれかに該当する建築物に居住する目的（当該建築物に居住しようとする者が、当該建築物の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）

(1) 建築後5年以上経過し、現に居住その他の使用がなされていない建築物（以下「空家」という。）

空家の敷地の区域又は除却された空家の敷地若しくはその隣接地の区域

建築基準法別表第2(イ)項第1号又は第2号に掲げる建築物（除却された空家の敷地に建設する場合は、敷地の面積が除却された空家の敷地面積の1.5倍を超えず、かつ、延床面積が除却された空家の延床面積の2倍を超えないものに限る。）

12 次のいずれかに該当する者が、建築後5年以上経過し、現に居住その他の使用がなされていない建築物（以下「空家」という。）に居住する目的（その者又はその同居者が、当該空家の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合限り、第1号に掲げる者（農業者を除く。）にあつては、当該空家の所有権を取得する場合に限る。）

(1) 県内に移住しようとする者であつて、過去5年間県内に居住したことがないもの

空家の敷地の区域

建築基準法別表第2(イ)項第1号に掲げる建築物

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第1項に基づく助言若しくは指導がなされ除却された空家又は同条第10項前段の規定により除却された空家(以下「除却された空家」という。)の敷地に新たに建設する自己用住宅

(2) 現に耕作する農地の存する市町村に移住しようとする農業者であって、過去5年間当該市町村に居住したことがないもの

13 次に掲げる場合において、法第29条第1項第2号に該当することにより同項の許可を受けることなく建設された自己用住宅であって、建築後5年以上居住その他の使用がなされたものを増築し、又は改築する目的
(1) 当該自己用住宅の居住者が法第29条第1項第2号に規定する

既存の建築物の敷地又はその隣接地の区域

建築基準法別表第2(イ)項第1号又は第2号に掲げる建築物(敷地の面積が既存の建築物の敷地面積の1.5倍を超えず、かつ、延床面積が既存の建築物の延床面積の2倍を超えないもの

者に該当しなくなった 場合 (2) 相続により当該自 己用住宅を承継した者 が居住する場合		に限る。)
---	--	-------

備考 この表において「隣接地」とは、既存の建築物、既存の建築物等又は除却された空家の敷地に隣接する土地及び公共の用に供される道路その他の施設によって当該敷地と隔てられている土地であって、当該施設の敷地が存在しないものとした場合に当該敷地に隣接することとなるものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる開発許可の申請について適用し、同日前にされた開発許可の申請については、なお従前の例による。